

高松市排水設備受付システム再構築業務及び賃貸借に関する仕様書

1 案件概要

(1) 名称

高松市排水設備受付システム再構築業務及び賃貸借（長期継続契約）

(2) 背景

高松市（以下「本市」という。）排水設備受付システムにおいて、ハードウェアの老朽化、アプリケーション、OSの保守終了が予定されていることから、排水設備受付システム（以下「本システム」という。）を再構築する必要がある。よって、再構築業務に最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する。

また、本プロポーザルにより選定された再構築業務受託候補者と賃貸借契約するものとする。

(3) 目的

本案件が主として求めるのは次の3点である。

ア 本市が指定する庁内ネットワーク上で、本システムが安定的に利用できること。

イ 本システムを利用するため、本市が指定する既存利用端末等から利用ができること。

ウ 本市が現行システムで保存・管理している全データを整理し、新システムに移行すること。

(4) 賃貸借対象

システム機器等（サーバ機器等及びソフトウェア等） 1 式

2 契約における基本事項

(1) 契約期間及びスケジュール

契約期間は契約締結日から令和12年10月31日までとする。

ただし、再構築業務は令和7年10月31日まで、賃貸借期間は令和7年11月1日から令和12年10月31日とする。なお、本契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約です。

(2) 契約及び支払い方法

契約は本市と行うものとする。また、支払いについては、総額を再構築業務完了後から5年間の月払いとする。

(3) 提案上限額

9,292,800円（消費税及び地方消費税込み）

上記金額には再構築費用及び現行システムから抽出するデータの移行費用、令和7年11月1日から令和12年10月31日までの賃貸借料（本システムの使用料を含む。）、5年間の運用・保守費用、サーバ機器等の調達及び設置、ソフトウェアの提供、データバ

ックアップを含むものとします。なお、契約の翌年度以降において、本契約における当該年度における年間賃貸借料の総額未滿に減額又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがあります。

(4) 履行場所

本市都市整備局下水道部下水道業務課

3 システム再構築の範囲

- (1) システム機能に該当する業務計画書の作成及び整理
- (2) 打ち合わせ及び課題管理及び改善提案
- (3) 必要に応じたカスタマイズ等
- (4) システム環境構築等
- (5) データ移行
- (6) 動作テスト
- (7) 成果品等の整備
- (8) 教育及び操作研修
- (9) その他支援業務

4 ライセンス要件

本システムを利用することができるライセンス数（同時利用）は40台分であること。

5 提案における基本的要件等

(1) システム基本要件

基本案件で再構築するシステムはパッケージ機能を活用し、カスタマイズを最小限とすることで、低コスト化や将来的な制度改定、バージョンアップへの対応が容易となるようにすること。

(2) プラス提案

業務効率化、情報セキュリティ強化、コスト削減などを目的として、提案には次の観点を積極的に取り入れること。

ア システム導入時及び運用時における職員の負荷軽減

イ 作業コスト等の圧縮

ウ 誤操作防止を考慮したユーザビリティの高いインターフェース

(3) 導入スケジュールの提出

本稼働までに必要な項目（インフラ整備、環境構築、データ移行、検証期間、並行運用等）について本市と調整し、安全・確実かつ職員の作業負荷軽減も考慮した包括的な導入スケジュールを提案すること。

(4) 役割分担及び体制図の提出

次の表及び様式を提出すること。

ア 各作業における、本市と受託者の間での役割分担（表形式）

イ 受託者側の体制図

※本業務遂行にあたって、必要なスキル及び経験を有するメンバーを配したプロジェクト体制を整えること。提案書には、プロジェクト責任者、プロジェクト管理者、業務リーダーなどの経歴や資格等についても記載すること。また、ハードウェアの保守体制についても記載すること。

6 システム等の内容

(1) システム要件

ア 完全自己導入型のクライアントサーバシステムであること。

イ 市町村に納入実績があり、各種法令等に準拠したシステムであること。

ウ サーバOSは WindowsServer2022 で動作が保障されていること。

エ クライアントOSは Windows11 で動作すること。

(2) クライアント端末動作環境要件

・ディスプレイ 15.6 型ワイド（一般職）

13.3 型ワイド（管理職）

・OS : Windows 11

・ブラウザ : Microsoft Edge もしくは Chrome

・メモリ : 8 GB

・CPU : intel Core-i5-1250P プロセッサー（一般職）

Intel Core-i5-1245U プロセッサー（管理職）

・SDD : 256GB

(3) 利用場所ごとのクライアント端末数等

課 名	利用場所	住 所	端末数
下水道業務課	防災合同庁舎	高松市番町 1 丁目 8 - 1 5	2 5
下水道経営課	防災合同庁舎	高松市番町 1 丁目 8 - 1 5	4
下水道整備課	防災合同庁舎	高松市番町 1 丁目 8 - 1 5	6
下水道施設課	香東川浄化センター	高松市香西本町 7 6 2	5

※端末数の内訳については、組織形態等の変化に伴い変更することがある。

(4) セキュリティ要件

本システムで取扱う情報に対しては、漏えい等防止のため、以下の方法等により適正な保護及び管理対策を行うこと。

- ア 利用者権限以外の者が利用できないようにパスワード等の設定ができること。
- イ 利用者権限を業務単位かつ機能単位かつプログラム単位で設定することができること。
- ウ 本市の情報セキュリティ基本方針を遵守すること。

(5) システム機能要件

本システムにおける機能要件は原則、「高松市排水設備受付システム機能仕様書」に準ずるものとする。

7 再構築要件

(1) 業務計画書の作成及び整理

受託者は、本業務の実施に当たり、必要な各工程における基本事項をまとめて業務計画書を作成すること。

(2) 打ち合わせ及び課題管理及び改善提案

受託者は、定期的に本市と打合せを行い、課題についての協議を行うとともに、その課題に対する業務改善提案を行うこと。また、その内容についての議事録を作成すること。

(3) 必要に応じたカスタマイズ等

受託者は、本仕様書及び本市の指示に基づき、必要に応じたカスタマイズ等を行うこと。ただし、できる限りカスタマイズを行わず業務が行えるように提案すること。

(4) システム環境構築等

本市が指定する庁内ネットワーク上で、本システムが安定的に利用できるよう、必要なシステム環境構築を行うこと。

(5) データ移行

ア 現行システムから抽出した全データについて新システムに移行すること。

イ 移行するデータについては、本市より受託者へCSV形式等によりデータ提供することを前提とする。

ウ データ移行等に関する経費については、見積りに計上すること。

(6) 動作テスト

動作テストの計画書を作成し、本システムが仕様どおり正常に稼働することを本市職員立ち会いのもと、検証すること。

(7) 成果品等の整備

受託者は、「8 成果品及び納品場所」に記載されている成果品を整備すること。

(8) 教育及び操作研修

ア システム本稼働前に、研修教材を作成し、本システムを使用する職員への研修を実施すること。実施日は、本市と協議の上決定すること。

イ 研修の形態や実施日などの詳細については、別途協議のうえ決定すること。

ウ 本システムの利用にあたって必要となるマニュアルを作成すること。

8 成果品及び納品場所

成果品は以下のとおりとする。ソフトウェア以外は紙1部と電子データ1部（PDF ファイル又はエクセル形式、ワード形式のいずれか）を CD-RW もしくは DVD-RW で納品すること。

また、納品場所は本市都市整備局下水道部下水道業務課内とする。

成果物名	数 量	納入期限
ソフトウェア	一式	令和7年10月31日
システム説明書	一式	
操作マニュアル	一式	
運用マニュアル	一式	
業務計画書	一式	
議事録	一式	
システム環境設定確認書	一式	
システム導入完了報告書	一式	
データ移行結果報告書	一式	
動作テスト結果報告書	一式	
その他発注者の指示するもの	一式	

9 運用・保守要件

(1) 運用要件

運用の範囲としては本システムのソフトウェア及びサーバ機器の提供（利用を含む。）、データバックアップ、本システムの管理を対象とする。

運用時間は平日 8 : 30 から 17 : 15 を想定するが、時間外の運用にも柔軟に対応すること。

(2) 保守要件

ア 保守の範囲としては、導入業務終了後、稼働開始した本システムを対象とする。

イ 保守実施の時間は平日 8 : 30 から 17 : 15 を基本とし、この間のサービス提供を保証すること。ただし、上記以外の時間帯においても、データバックアップやシステムメンテナンスを考慮した上で柔軟に対応できること。

ウ 円滑なシステム稼働の確保のため、必要な機能修正や変更、部品交換等の保守作業を行うこと。

エ 利用端末の入替等に伴い、システムの再セットアップが必要になった場合は、本市の指示に従い、迅速に対応すること。

オ 保守の実施にあたり、業務の停止を伴う場合は、業務時間外に実施すること。

カ 保守の実施を行う場合は、事前に本市に許可を得ること。また、完了後に作業内容の報告書を提出すること。

(3) 障害対応及びサポート要件

ア システムの障害発生時には、速やかに対応し、迅速に復旧させること。また、復旧後は障害の原因について究明を行い、善後策を講じること。

イ 必要に応じて、本市を訪問し迅速に作業を行うこと。

ウ 本市における人事異動等により業務担当者が替わった場合であっても、問題なく処理を行えるようサポート等を行うこと。

エ 本システムの運用上、必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合は速やかに対応すること。

オ 各種マニュアルに変更が生じた場合は、速やかに新しいマニュアルに更新すること。

(4) 機器類の撤去

契約の終了等による機器類の撤去作業について、撤去費用は受託者の負担とする。また、その際に本市の指示に従い、機器内の個人情報等のデータを消去し、復元されない手段を講じること。

(5) その他

上記以外で運用・保守業務の範囲内で対応できることを例示し、費用発生の基準を明確化すること。